

平成 25 年 9 月 26 日

平成 25 年度版通関士六法の外為法・特例法・輸徴法編の一部訂正

頁	欄	行目	誤	正（訂正又は修正後）
749	中	左から 9	第 12 条 法 第十条 の規定により・・・	第 12 条 法 第九条 の規定により・・・
814	下	右から 18 ～19	二 ワシントン条約動植物及びその派生物 （輸入公表 <u>二の二の表の第二の一に掲げる 品目の貨物並びに二の表の第二の一並びに 三の七の（6）から・・・</u>	二 ワシントン条約動植物及びその派生物 （輸入公表 <u>二の表の第二の一、二の二の表 の第二の一並びに三の七の（6）から・・・</u>